

平成23年3月28日

日本原子力発電(株)東海第二発電所における  
管理区域外への微量の放射性物質の放出について

原子力安全・保安院は、本日（3月28日）、日本原子力発電(株)から、東海第二発電所（沸騰水型：定格電気出力110万キロワット）における管理区域外への微量の放射性物質の放出について、原子炉等規制法に基づく報告を受けました。

本事象は、東北地方太平洋沖地震の直接的な影響により管理区域外へ放出された事象ではありません。また、本事象に伴い放射性物質が放水口から放出されましたが、放出された放射性物質の濃度は法令の濃度限度と比べて約4千分の1以下と低く、環境への影響はありません。

## 1. 日本原子力発電(株)からの報告内容

東海第二発電所は、東北地方太平洋沖地震により原子炉が自動停止中のところ、現場機器の状態を確認していた係員が3月11日21時50分頃、複合建屋（非管理区域）蓄電池室2Bにあるドレンファンネル<sup>※1</sup>からの溢水を確認した。

このため、サーベイメータにより溢水した水に汚染がないことを確認した上で、非常用ディーゼル発電機室屋上周辺の非管理区域へ排水した。

その後の調査において、排水前に採取したサンプルについてトリチウム測定を実施した結果、トリチウムが検出されたこと、また、ゲルマニウム半導体検出器を用いて核種分析を行ったところ、コバルト58及びコバルト60が検出された。

また、当該ファンネルは、図面上、複合建屋に隣接するサービス建屋1階の管理区域内にある実験室サンプ<sup>※2</sup>に接続されていることが確認されたことから、当該サンプ内の廃液が非管理区域へ逆流し、漏えいしたものと判断した。

本事象により排水された廃液の放射能濃度は、海水ポンプによる希釈を考慮して法令に定める周辺環視区域外の濃度限度と比較すると、約4千分の1以下と低く、環境への影響はない。

※1 ファンネル

床面に設置されている排水口。

※2 実験室サンプ

管理区域内の液体サンプルを収集し成分等の分析を行った後の排水を受ける貯水槽。

## 2. 事象発生によるプラント安全性への影響

東北地方太平洋沖地震の直接的な影響により管理区域外へ放出された事象ではありません。また、本事象は、管理区域内の放射性物質を含む廃液が管理区域外で漏えいし、その後、漏えい水を屋外へ排出したため、放水口より放出されたものですが、放出された廃液の放射能濃度は法令に定める周辺監視区域外の濃度限度と比べて約4千分の1以下であり、環境への影響はありません。

## 3. 原子力安全・保安院の対応

原子力安全・保安院では、本事象の発生を受け、現地の原子力保安検査官が発電所にてプラントの安全状況を確認するとともに、その後も継続的に事業者の対応状況の確認を行っています。

本件は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第19条の17に基づき報告を受けたものです。

今後、法令に基づき事業者が行う原因究明及び再発防止策について、確認していきます。

( I N E S<sup>※</sup>による暫定評価)

基準 1	基準 2	基準 3	評価レベル
—	—	0—	0—

※2008年版 I N E S ユーザーズマニュアルによる評価。

I N E S (International Nuclear and Radiological Event Scale : 国際原子力・放射線事象評価尺度)とは、原子力発電所等のトラブルについて、それが安全上どの程度のものかを表す指標。評価は3つの基準(基準1 : 人と環境、基準2 : 施設における放射線バリアと管理、基準3 : 深層防護)により行われ、最も高いレベルがそのトラブルの評価レベルとなる。評価レベルは、レベル0(安全上重要ではない事象)からレベル7(深刻な事故)まであり、原子力発電所では、レベル0のトラブルを「レベル0—(安全に影響を与えない事象)」と「レベル0+(安全に影響を与え得る事象)」に分類している。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 原子力事故故障対策室

担当者 : 八木、天野

電話 : 03-3501-1511 (内線4911)

03-3501-1637 (直通)